別紙６

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 105 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（許可申請書の添付書面） ４－２　規則第１条の規定の適用は、次による。 ⑴～⑺　（省略） ⑻　第７号に規定する「その他参考となるべき書面」とは、次に掲げるものをいう。 イ　営業明細書（Ｂ－1070） なお、他の税関の管轄区域内において適正に通関業を営む通関業者から、新たに通関業務を行おうとする管轄区域内の税関に通関業の新規許可の申請がなされた場合は、提出を求めないこととして差し支えない。（当該通関業者の経営状態が極度に悪化している場合等当該他の税関において後記 10－３により通関業の廃止等の指導を行うことが適当と認められる場合を除く。） ロ　（省略）	（許可申請書の添付書面） ４－２　規則第１条の規定の適用は、次による。 ⑴～⑺　（同左） ⑻　第７号に規定する「その他参考となるべき書面」とは、次に掲げるものをいう。 イ　営業明細書（Ｂ－1070） ロ　（同左）